

議案第65号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に、「場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「場合」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、罰則の規定を改めるため、本案を提出する。